

第十三号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の項のホ及び二十の項中「一ほう群」を「一蜂群」に改め、同表の二十一の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

養ほう振興法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。